

## ■ 組織・業務全般の検討について

(地方独立行政法人法)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

⇒法律の趣旨：法人が都の政策実施機関として、効率的かつ効果的な業務運営を目的としていることから、公的資金を投入し、法律上の特別の地位を与えた上で業務を行わせる必要があるのか、組織形態は適切なものとなっているかなどを定期的に点検するとの趣旨。

**構成：第三期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価⇒法人の業務及び組織の必要性・有効性の検討⇒結論及び第四期に向けた法人のあり方**

## 第1 第三期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績評価

### (1) 全体評価の概要

第三期中期計画の4年目までの実施状況から見て、「優れた業務の達成状況にある」

### (2) 項目別評価の概要

24項目を5段階で評価しており、各項目の評定数は以下のとおりであり、S評価は「基盤研究」と「3Dものづくりセクター」「技術相談」や「依頼試験」などの支援事業や組織運営に関する項目もB以上の評価

	S	A	B	C	D
評定数	2	13	9	0	0

#### ■ 基盤研究

- ・第三期中期計画目標値の累計100件を越える133件の研究を実施
- ・所管部長の権限強化をはじめとした基盤研究制度改革を実行  
⇒中期計画目標値を大幅に越える高い支援実績を高く評価

#### ■ 3Dものづくりセクター

- ・第三期中期計画目標値の年間21,100件を越える平均28,000件の支援を実施
- ・AM技術を用いた高付加価値な製品開発支援を実施  
⇒中期計画目標値を大幅に越える高い支援実績を高く評価

### (3) 第四期中期目標期間の事業運営に向けた主な意見

- ・第三期の成果をもとにした、法人が強みとする確かな技術力を活かした、中小企業の製品開発につながる支援の展開が望まれる。
- ・社会経済環境の変化を的確に捉え、中小企業のニーズに基づき柔軟かつ大胆な施策を講じていくことを期待する。
- ・都産技研のデジタル化を進めるとともに、新たな需要獲得に向けた中小企業の取組を支援することを望む。

## 第2 法人の業務及び組織の必要性・有効性について

### 1 法人の業務の必要性・有効性

法人の業務実績や利用状況調査等により検証

- ・法人の利用に関する調査（アウトカム評価報告書）によれば、法人の主要事業である「技術相談」「依頼試験」「機器利用」の利用が多く、利用者の目的達成度調査では、「十分達成できた」と「ある程度達成できた」を合わせて、いずれの事業でも90%以上
  - ・法人で実施している依頼試験等は民間検査機関等でも実施しているものも存在するが、以下の点で中小企業にとって有益
    - 試験の公正性や信頼性、低廉な料金設定
    - 試験データの解析結果に基づくアドバイスや機器の操作講習、製品開発に向けた技術課題の解決などのきめ細かい技術支援
    - 中小企業での導入が困難な、大型・特殊な試験施設や最新の分析・加工機器が利用可能
- ⇒業務実績や民間検査機関との比較等を総合的に勘案すると、法人による中小企業の支援業務における必要性・有効性は妥当

### 2 法人の組織の必要性・有効性

都内各地域の産業特性や社会情勢を踏まえ検証

- ・東京都内各地域の産業特性に合わせた支援拠点を配置
    - 多摩テクノプラザ、城東支所、墨田支所、城南支所
  - ・社会情勢を踏まえた支援拠点を設置
    - グローバル化：タイ王国に「バンコク支所」を設置
    - 先端技術対応：テレコムセンターに「東京ロボット産業支援プラザ」「IoT支援サイト」を設置
- ⇒現状の組織構成は効果的な支援体制であるが、社会情勢等の変化等によって、今後、支援拠点の拡充や見直し等を行う場合は、その必要性や妥当性、中小企業の現場のニーズ等を踏まえて判断することが必要

### 3 地方独立行政法人の運営形態の適切性

地方独立行政法人制度の観点から検証

- ・中小企業のニーズ等を基にPDCAサイクルを回し、予算や利用料金の柔軟な設定など独法制度のメリットを活かした実効性の高い事業を実施
  - ・収支予算を柔軟に執行できる独法制度を活かした経営努力により、自己収入は第三期平均で1,153百万円となるなど、財政の健全性を確保
- ⇒法人は今後も地方独立行政法人の運営形態をとることが妥当

## 第3 第三期中期目標期間の総括と今後の法人のあり方

### 1 所要の措置の必要性

法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断され、所要の措置を講ずる必要性は認められない

### 2 第四期中期目標期間に期待される取組

- ・事業展開にあたっては、都内中小企業を取り巻く社会情勢等を踏まえて、市場ニーズを的確に捉えた製品開発支援やICTを活用した支援が必要
- ・また、新型コロナウイルス感染症を契機として新たな需要を取り込むための支援を推進し、社会情勢等を的確に捉え、適宜、組織体制の検証を行い必要な措置を講じるべき
- ・法人運営については、コンプライアンス推進などの取組の一層の推進が求められる